

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-30
許認可等の種類	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3			
許認可等の概要	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例に係る認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法律等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の3の3第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の11の6及び第12条の11の7 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	56日			
期間の制定根拠	H30.3.14伺定			